



日本記者クラブ研究会「年金改革」

多様化するライフスタイルにふさわしい年金制度を

大沢 真理 東京大学社会科学研究所教授

2004年6月11日

大沢教授は、厚労省の社会保障審議会年金部会委員として改革案の土台作りに携わった。この年金部会の意見が、その後の流れの中でどう変化したのか。厚労省の改革案提出から政府法案に至るまでの経過を振り返りながら、現行制度のわずかな修正に終わった今回の年金改革関連法を「空約束」と厳しく評点する。抜本改革の方向として、世帯類型や男女間の不均等をなくし、ライフスタイルの多様化に合う制度＝日本版スウェーデン方式を提案した。

page 1

応能負担原則が崩れている
深刻なのは厚生年金の空洞化

page 2

年間 400 万人が制度間を移行
「専業主婦」モデルの矛盾

page 3

“格差構造”残したままの改革案

page 4

生き方、働き方に中立的であること

page 5

保険料固定方式をとった理由
スウェーデン方式を日本流に

page 6

年金分割の意味を考える

page 7

日米の制度の方が社会主義的
見送られたパートへの適用拡大

page 8

有利な試算は表には出ない

pages 9-13

質疑応答

きょうの「年金改革」研究会のテーマは「多様化する働き方をどう包摂するか」です。これが 21 世紀に求められる最大の課題といえますか、狙いではないかということでタイトルにしています。

最初に「改革の課題」。全般的な課題と、それから特に、女性と年金といわれてきたような問題群に即した課題を申しあげたいと思います。

次にご承知のこととは思いますが、「今回の改革の流れ」を振り返ります。その中で、私自身が委員だった厚労省の年金部会の意見やその意見についての若干の注釈を申しあげ、その後出てきた厚生労働省案及び政府法案、それに対する意見や対策についても私の考えを申しあげたいと思います。以上がきょうの話の組み立てです。

応能負担原則が崩れている

まず改革の課題です。持続可能性が鋭く問われていることはいうまでもないことです。もし今回の改革がなされないまま推移すれば、2025 年の保険料率は、年収の 25% に及ぶ。それ以外に健康保険やら介護保険やらがあるわけですから、社会保障全体として、将来の給付、それから運営そのものに確固たる信頼を得ない限り、これは維持することが難しい。そういう制度になってきています。

その信頼の根本ですけれども、きょうのレジュメを書いていてむなしい気持ちになりました。というのは、応能負担原則という前に、最も責任ある立場の人たちが未納・未加入であったという、もう何かおなかの力が全部抜けてしまうみたいな事情が今回はあらわになったわけです。

社会保険という制度が信頼を得るために大事なことは、応能負担原則にあるといわれています。負担能力に応じて負担をすること。そして給付については、短期保険と長期保険とでは、あるいは現物給付と現金給付とではやや異なっております。

ご承知のように、健康保険は、ニーズに応じて給付を受けます。つまり、病気になった人がその病気について治療を受け、その医療費の七割を給付されるのが健康保険です。しかし、長期保険で現金給付である年金の場合には、拠出に応じて給付を受ける。したがって、拠出自体が能力に応じてですから、その能力に応じて給付というものがある。そうい

う意味で、年金制度は全体として応能負担原則で成り立っているわけです。

しかし、逆進性があります。これは、標準報酬という保険料がかかるベースになる収入に上限がついているからです。現状では、月額 62 万円を超える所得のある人には、その超える部分には保険料の負担がありません。そこで、総収入と実際払った保険料の額の比率（実効保険料率）を出してみると、所得の高い人は法定の保険料率より低くなっているという逆進性があるわけです。

以前は、ボーナスには保険料が 1% しかかからなかったということで、ボーナスの多い人は、さらに実効保険料率が低くなるということがありました。そこで、昨年四月から「総報酬制」(月給とボーナスに同じ保険料率)が導入はされましたけれども、依然として月額 62 万円、一回支給分のボーナスが 150 万円という上限がありますので、逆進性は残っています。

つまり、応能原則という大きな建前は負担と給付の関係がわかりやすい、明解であるといわれているわけですがけれども、こうした建前と実際の乖離が、負担が高まっていく局面では、覆い隠すことができない。そういうぎりぎりのところまで、日本の年金制度はきているのではないか、という感じがしているわけです。

深刻なのは厚生年金の空洞化

次に空洞化の問題です。空洞化というと、すぐ自営業者や学生などの一号の問題といわれるわけです。けれども、私は厚生年金や共済年金加入者の二号の空洞化の方が深刻であると思っています。そして全体として、いわゆる被扶養配偶者(この場合には三号(二号の配偶者、専業主婦)になるわけですが)に加えて、就労時間が短いなどの理由で社会保険の適用を受けない労働者が、特に女性にふえてまいりました。

例えば、年齢階級別に、その人口に占める雇用者の比率と、厚生年金の被保険者の比率を比較すると分かります。

1999 年を見てもみます。例えば 15 歳から 19 歳の若いグループから 20 代前半のグループになっていくときは、雇用者の比率はふえるわけです。これに対して、厚生年金適用者の比率は雇用者の比率ほどはふえない。

それから 20 代の後半になって、雇用者比率

はM字型をたどり、下降します。日本の女性はこの種のカーブを描くわけです。そして雇用者の方は、M字型の谷である30代前半以降上がって行って、四十代のところで、あまり鋭くはないけれども一つのピークを描く。こういうM字型になるわけです。

ところが、厚生年金の適用者の方は、M字型になってこない。下がったままで、ややフラットな感じで推移をしていく。

その10年前の1989年はどうだったか。わずかながら40代になって、被保険者の比率が上がっていた。19・0%から24%程度のところまで上がっていたのです。したがって、当時は、中断しても再就職をすると、厚生年金が適用になっていた。それが九九年になると、中断して再就職はするけれども、保険の適用はされない。10年かかって、そういう変化をしているわけです。

これはもちろん、労働市場のあり方や就業構造というものが変化したからでもあります。その反映として厚生年金の適用者も年齢階級別にみると、変化しているということもできるわけです。

しかし、見方を変えれば、いまのような制度があるので、労働市場における雇い主と雇われる人のビヘービアが、制度に誘導されて、変化をしてきた、とみることもできる。社会制度というのは、単に労働市場なり個人個人の需要と供給のビヘービアの反映であるわけではない。そういうところに注意したいと、私は常々思っています。

どういうビヘービアになるかということですが、自分が勤めている事業所が厚生年金から脱退してしまう。脱退するのは違法なことです。偽装で脱退するしかないわけです。それから、その気はなくても保険料が納められなくて、ほかの支払いに当ててしまう。あるいは、本人の方が、失業や転職の間に届け出漏れになる。

年間400万人が制度間を移行

今回、例えばサラリーマンだった人が国会議員や大臣になって届け出漏れになって、未納・未加入だったと大騒ぎになったわけですが、別に国会議員や大臣にならなくても一般の人にも起こってくることです。雇用形態が多様化し、転職や転業がまれではない社会になってくれば、だれにでもそういうことが起こり得る。そういう意味で、決して無視でき

るような、ごく少数の人の問題ではないということです。

マクロではこの数年、毎年400万人前後が第二号被保険者から第一号被保険者に移行しています。つまり、雇われて働いている人の二号は厚生年金適用ですけれども、何らかの理由で厚生年金が適用にならないとなれば、被扶養配偶者で第三号被保険者になるのではない限り、自動的に一号ですから、国民年金に移行するわけです。

つまり、リストラされて首になっちゃったとか、出向しなさいといわれて行った先の事業所が厚生年金に入っていなかったとか、それから、同じ事業所に雇われ続けていても、ちょっと苦しいので、労働時間を減らしてといわれて、週30時間未満になってしまうとか。さらに、本人はすっかり厚生年金適用のつもりでいたけれども、事業所が社会保険事務所にはそのように届けていなくて、よくよくみたら一号だったとか。そういうことが頻繁に、この不景気の中で起こってきているわけです。

労働時間を週30時間未満にされてしまえば、それで一号です。そういう合計が、400万人というのはすさまじい数です。

一号被保険者というのは、年齢でいえば毎年毎年20歳になった人が入ってきます。その人が厚生年金に入っていないと、三号被保険者でもなければ、必然的に一号ですから、二十歳到達者が毎年一定の数で入ってきます。そして、60歳になった人は適用を外れるので、その方々は退出をしていく、卒業していくということで動いています。

それから、社会的な移動もあります。二号の人が一号に移る。あるいは三号の人が一号に移る。すでに少子化のインパクトが二十歳到達者には出ています。20歳到達者であらたに一号になる人は毎年、100万人から150万人の間です。200万人なんていないわけです。これに対して、二号から、いってみれば“落ちこちてくる人”は400万人前後います。

未納率をみると確かに20歳到達者は低い。しかし、人数の絶対数がそれほどいない。ところが、400万人という規模で二号から一号に移ってくる人たちは、未納率は5割前後なのですが、数が多いから、一号全体の未納率に対する貢献度 貢献というのも変ないい方ですけれども 要因としては、この二号から一号に移る人の方が大きいと考えられます。

とかく一号の空洞化問題というと、自営業

者やあるいは若者が、制度に信頼がないからだとか、あるいは法を守る精神がない、気楽なものだといういい方をされますけれども、そこのところは、根本的に考え方を改めないとまずいと私は思っています。空洞化というならば、それは何より二号の、厚生年金制度そのものの空洞化であるということをしっかりと肝に銘じないといけない。

実際、厚生年金の適用事業所数と適用被保険者数も、九七年をピークにかなりのパーセンテージで減ってきています。それに合わせて保険料収入も減って、約2年前から厚生年金制度は、単年度収支としては完全に赤字に転落をしています。つまり、保険料収入よりも年金給付の方が大きいという状態になっているわけです。

「専業主婦」モデルの矛盾

次に、女性と年金の観点からみた問題を整理したいと思います。これもるる指摘されてきました。専業主婦世帯、つまり第三号被保険者の世帯の問題です。そういう世帯は、年金保険料を負担しないで基礎年金をもらえる人が確実に一人いるわけです。ですから、そうではない世帯にしてみれば、移転が行われている、補助金が行われているようなものなのです。“逆補助金”と私はいっています。専業主婦世帯の方が、世帯収入が多い場合も珍しくはないので、貧しいシングルや、貧しい共稼ぎの世帯から、ややリッチな専業主婦世帯に補助金が払われている。これはおかしいのではないかということです。

それだけではなくて、この第三号被保険者制度と、所得税における配偶者に関する控除等が相まって、結婚している女性が年収100万円前後以下の就労を、「自発的に」というのですけれども、選好するように誘導される。このことが、自分は目いっぱい働いてお金は幾らあってもあり過ぎではないという人たち

母子世帯の方はそうですけれども、そういう人たちからみたら、女性全体の労働条件を下の方に引っ張ってしまっているわけです。

男性にとっても、「とにかく、あなた、稼いできてね」というので、長時間の残業でもサービス残業でも、何をしてでもとにかく会社にかじりついてとなる。そういう意味では、男女の働き方や、稼ぎ方に対して、このような制度が影響を与えている。労働市場でのビヘービアというのが決して制度から独立

ではない、という点を再度申しあげたいわけです。

遺族年金の問題も随分指摘されてきましたので、ここでは、遺族年金の支給条件には、明文の男女別扱いがあるという点を申しあげたいと思います。男性には、55歳以上であることという年齢制限がありますけれども、女性には年齢制限がありません。これは日本の法律の中に残った、数少ない明文上の男女別扱いの一つです。

私は「40対0モデル」といっています。男性は同じ会社に40年間雇われ続け、女性は1年たりとも厚生年金に入ったことがない、というモデルが、いまだに日本の公的年金制度のモデルであり続けています。それは、ライフスタイルがいや応なく多様化している中で、非常に不合理性を露呈している。

年金部会で明らかになった点の一つは、世帯の形態、あるいは女性のライフコースを通じた働き方といってもいいのですけれども、それによって年金の給付水準が明確に違うということです。

給付水準を比較してみます。フルタイムで平均賃金で、40年間厚生年金に加入した男女の年金給付の所得代替率ですが、男性シングルは46・5%です。女性シングルは56・9%、夫片稼ぎは64・6%、夫婦共稼ぎは50・5%です。これほど給付水準は違うわけです。

添付した資料の表「年金額の国際比較の試算」は、厚生労働省年金局が独自試算をしまして、年金額の国際比較の試算をしたものです。アメリカ、ドイツ、スウェーデン、イギリス、日本の5カ国をとり、日本については仮定が二つ設けられています。その仮定の中に細かい仮定がありますが、夫婦共稼ぎが、すでにかろうじて5割でしかない。それに対して、夫片稼ぎだと64・6%というような寛大なものになっている。

ほかの国で見ますと、例えばドイツやスウェーデンといった完全な報酬比例のシステムをとっている国では、世帯の類型にかかわらず年金の給付水準は全く同じです。ドイツなら43%、スウェーデンなら38%になっている。

このように、日本は世帯の類型によって異なる。この類型は女性の働き方、つまり何年、どのくらいの給料で働いたかということにかかわっていますが、それによって、このように給付水準に差が出るわけです。

これを厚生労働大臣は、制度内で所得の再分配が行われ、低賃金の女性に対して厚い支給になっているとおっしゃったわけです。けれども、だれに対して一番厚いのか。それは40対0の専業主婦、つまり夫片稼ぎ世帯のところが一番厚くなっているというのは明白です。

もちろん、平均賃金で働いているという仮定ではありますけれども、そこだけ別の仮定を導入する必要もないので、そのような給付の構造になっているということです。

“格差構造”残したままの改革案

次に、今回の改革の流れについて、簡単にお話しいたします。

省庁再編以来、社会保障審議会の中の年金部会という位置づけになっていますが、1年半にわたって審議を行い意見を出しました（2002年1月～2003年9月）。この途中の段階で、厚生労働省が「年金改革の骨格に関する方向性と論点について」を出しています（2002年12月）。そして、部会の意見が出てから、総選挙を挟みまして厚生労働省案が出てきて（2003年11月）その後、与党協議等が行われて、政府の法案が今年二月になって出てきたという流れです。

そこで、年金部会の意見を少し詳しく紹介するという方法で、つまり、その後には何がつけ加わって何が削られたかということになりますので、申し上げたいと思います。

「年金改革の基本的な視点」ということでは、以下の4点が指摘されています。

社会経済と調和した持続可能な制度とする。

制度に対する信頼を確保する。

多様な働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度とする。

個人のライフコース（生涯にわたる生き方、働き方の選択）に対して中立的な制度とする。

このうち「多様な生き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる」と、「個人のライフコースに対して中立的な制度」は、実はいわゆるジェンダーと年金の問題です。

従来は、「女性と年金」ということで付随的に扱われてきた問題ですが、今回は、一応改革全体の基本的な視点にされたといえると思います。これは政府法案の特徴づけでも同様なことになっています。

「多様な働き方」とか「ライフコース」が変遷するということが、女性についてのみならず、不景気ということも加わって、男性にとってもいえることです。男性も多様な働き方があり、そしてライフコースの中で働き方を変えていかざるを得ない、そういう時代になったということで、これらの問題は改革の主流の、基本的な視点としてせり上がってきたわけです。

次に、個別の論点としては、ご承知の「保険料水準固定・給付水準自動調整方式」というものが今回提案されました。最終的な保険料水準を法律で決めてしまって、その保険料で賄える範囲内で給付を行う。さらに、人口と賃金・物価の動向に応じて給付水準を自動的に調整していくマクロ経済スライドというものを導入しようとしています。

年金部会「意見」のときには、保険料率の上限は20%でした。そうするとモデル年金の給付水準は52%。その後、厚労省が計算し直して、甘い数字で54%といたりしているのですけれども、そういう数字でした。

いずれにしても、今回の改革がなされても、現行制度での格差、つまり世帯類型による、あるいは女性の働き方によるといってもいいのですけれども、その格差構造はそのまま維持されていきます。

それから、年金部会「意見」の段階では、年金課税の見直しについても出されています。また、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大は週の労働時間を30時間から20時間ということだけではなく、年収基準を130万円から65万円にというものも例示として出されておりました。

生き方、働き方に中立的であること

女性と年金については、「個人の生き方、働き方が多様化している中で、基本的には年金制度も...生き方、働き方に中立的であることが求められており、男女の格差なく働ける社会が現実のものとなることを前提に、できるだけ一人ひとりが負担能力に応じて保険料を納め、その拠出に応じた給付を受ける仕組みとなることが望ましい」というのを共通の視点としました。

ちょっと長い文章で、しかも、部会の委員のいろいろな意見を調整、折衷しているために、何をいっているのかよくわからないようなものになっていますけれども、つまりは応

能原則ということです。「一人ひとりが負担能力に応じて保険料を納め」「拠出に応じた給付」を受ける。これは拠出原則といいますが、広い意味での応能原則そのものです。それから「生き方、働き方に中立的であることが求められており」というような言葉が散りばめられています。

そして、「モデル年金」といわれるものについても、複数の世帯類型で表現することが適切で妥当である、と年金部会「意見」は書きました。

それから、第三号被保険者制度については、3つの案を併記するという結果になりました。夫婦間で年金権を分割するか、第三号も保険料を負担するか、第三号は払わないのだったら基礎年金を削るか、という3つの選択肢です。

さかのぼって、2001年12月に出された厚生労働省における女性と年金検討会の報告書では、六案併記になっておりましたので、年金部会は審議をやったあげく6つを3つまで絞り込んだ、しかし、それ以上には絞り込むことができなかつた、というのが実情です。

とはいえ、払わなければ給付を減額するという意見をおっしゃった委員は、実はほとんどおりません。「もらうんだから払ったら」という意見はあったと思います。ですから、これは必ずしも部会の意見がそのまま三案併記という形で反映されているとはいえません。

それから、遺族年金について。年金部会「意見」では「本人の老齢厚生年金全額受給を基本とし、現行の遺族となった場合に受給できる額との差額を支給する仕組みとすべき」という文言になっています。が、実はここはあまり意味がありません。むしろ目ぼしいのは、「子のいない若齢期の妻には、有期給付とするなど、就労支援に重点を置く」としたところです。

先ほどいいましたように、女性については「遺族」と認められるうえでの年齢制限がないのです。いかに若くても、配偶者が死んだときには、遺族厚生年金と遺族基礎年金の受給対象になるわけです。ただし、基礎年金の方は、18歳未満の子どもがいないと、妻は受給対象になりません。厚生年金の方は、子どもがいようがいまいが、それから妻自身の年齢が幾つであろうが、遺族と認められて受給対象になります。

一体この人たちをどうするんだということを議論しました。厚生労働省のさまざまな社

会保障給付の全体としてのスタンスは、母子世帯になって五年で自立というものです。こういう方針がここ数年とられてきていますから、遺族厚生年金だけが例外なのかどうか。それはやはり例外ではあり得ないだろうというので、こういう意見になってきました。

それから、離婚の場合には、当事者の合意によって分割をする、という意見がもり込まれています。合意できない場合もあるわけですが、これは部会意見の段階でも先送りされてしまいました。

保険料固定方式をとった理由

こうした年金部会の意見をどうみるかです。制度体系の話や抜本改革の話はしなかったのかという意見も聞くのですが、審議の最初のころは、そういうことをずっと議論していたわけです。ですから、年金部会「意見」にも、体系そのものの転換を求める議論があったということは、冒頭に書かれています。3つの体系の案がありました。

一つが、基礎年金の税方式化。経営者団体と労働組合の代表である連合の双方が、この基礎年金税方式化ということを提案しました。

二番目に、定額の公約年金とその上乘せの私的年金の組み合わせ。一定額の公的年金だけにして、そのうえに報酬比例などを考えるのだったら、それは民営化、私的年金ではないのか、という意見。実はこの意見は、部会の中にはなかったのです。けれども、世の中にはあるということで、部会意見では取り上げられています。

世の中のどこにあったかという直近では、小淵総理大臣の諮問機関であった経済戦略会議が、99年2月に提出した最終答申の中の年金改革案というのは、まさにこういうものでした。基礎年金は消費税で全額税方式にし、そのうえの報酬比例部分については、完全積立方式に転換して民営化するというもので、別名「竹中レポート」ともいわれています。

3番目の体系の提案としては、所得比例年金と補足的給付の組み合わせ。いわゆるスウェーデン方式です。この3通りがありました。この3番目を提案したのが、私を含めて学識経験者委員の複数です。

その「体系」がどうなっているのか。添付資料の図「諸外国の年金制度の構造と日本の仕組み」をご覧ください。

ドイツとスウェーデンが、所得比例構造に

なっています。アメリカは所得比例ですけれども、拠出と給付の関係が、低所得の方に厚くなるように、比例の線が寝ていきますので、傾くポイントがある。バンドポイント方式といわれています。

イギリスは、サッチャー改革でぐじゃぐじゃにされたのを、ブレア政権になって少し立て直したというので、わかりにくいシステムになっている。

では、日本の現行制度とそれはどこが似ていて似ていないのか。この年金局自身がつくった図をみても、どこの国の制度体系ともかけ離れているというわけではない、ということが分かるわけです。

そこで、どうして年金部会「意見」は現行の制度体系を基本とするという地点にとどまったかということは、年金部会の意見にも書かれています。

基礎年金を全額税方式にするというやり方は、日本ではそぐわないのではないかと、という意見がもちろん出たわけです。日本では、社会保障でも基礎になるのは自立自助ですし、消費税をあてるとなれば、消費税という制度の持つ逆進性の問題がある。低所得者に重い負担になるということです。所得保障の財源をそこに求めるということがいかなものか、という議論もあったわけです。

それから、公約年金と私的年金の組み合わせは、完全積立方式にしないと私的年金にはできないわけです。けれども、ご承知の 300 兆円以上の二重負担という問題が生じます。現行の賦課方式で、先輩世代を支えながら、自分の分も積み立てていかなければならないとなれば、その世代にとっては二重の負担が生じて、それは 40 年以上にもわたって総額 300 兆円に及ぶといわれているわけです。ですから、実現可能性はほとんどないのではないかと。

それから、スウェーデン方式の問題点としては、自営業の人も無業の人も学生も専業主婦も全部同じ制度に同じ条件で入ることになったときに、所得を把握されやすい人と、しにくい人がいるのではないかと、という点です。これは政府法案の審議の中でも尾を引いていった問題点です。

これらの留保をつけて、年金部会「意見」は現行の制度体系を基本として、保険料固定方式をとったわけです。この過程で、経済産業省が何かいってきたり、財務省が何かいってきたりということがありました。経済産業

省の意見は、年金部会や厚生労働省が考えたものと同じと似ておりましたけれども、財務省はなぜかスウェーデン方式を推奨しました。でも、その詳細は不明です。全額税方式での最低保障年金をやっていくときに、果たして所得や資産の調査をつけるのかどうか。そうしたことが、財務省の推奨したシステムでは明らかではなかった。むしろ、給付水準を自動的に調整できるということにだけ、財務省は魅力を感じたのではないだろうかといわれています。

スウェーデン方式を日本流に

私が部会でとった立場は、申しあげたとおり、総じてスウェーデン方式です。スウェーデン方式に、夫婦間の所得分割といいますが、年金分割を入れたシステムです。これは、東大経済学部の神野直彦教授と慶応大学経済学部の金子勝教授が 99 年当時から提案されていますので、私は「神野・金子年金」とか「神野・金子プラン」といっています。“総じて”スウェーデン方式なのです。違うのは、夫婦について年金権分割をするということです。

スウェーデン方式も、先ほどの図で分かるように、所得比例部分の上の方に、ちょっと違う線が入っていますが、ここところは自主運用みたいな部分（保険料の 2・5%分）で夫婦で合意をすると分割をするとなっています。しかし、それ以外の基本は個人単位ですから、夫婦間で分割する必要はないのです。ほとんどの女性が働いている国です。80%以上の女性は働いてお金を稼いでおりますので、その稼いだお金で自分の年金を持つというシステムです。

この夫婦間の分割ですが、ドイツが一番早く導入して、なおかつ進んでいます。離婚しない場合でも、任意で年金を分割できるようにしたのは 2001 年ですけれども、もともと離婚のときに、婚姻期間に応じて年金分割をするというのを入れたのは 1976 年のことでした。

なぜ七六年かといいますが、76年に家族法の大改革がありました。それまでドイツは、夫が許可をしないと妻は外に働きに出ることができなかったのです。結婚においての女性のステータスは、基本的に専業主婦である、それが結婚のモデルであるというものだったのです。「主婦婚」が結婚であるという考え方を、ドイツの民法典はそれまでとっていたの

です。けれども、それを改めて、男女同権婚にしたのと同時に、離婚についても積極的破綻主義というのを入れてきたわけです。

積極的破綻主義というのは、どちらに責任があったかを問わないで、実際に夫婦関係が破綻していると認めれば、離婚が認められるというものです。そうなりますと、「あなたはいろいろ問題があるけれども、私はあなたの妻でいたい、結婚し続けたい」と落ち度のない側がいても離婚が成立してしまう。日本の最高裁の判決でいえば、踏んだりけったりということになるわけですが、その踏んだりけつたりの緩和といいますが、それとセットで行われなければいけないのは、婚姻期間に形成された財産は、きれいに二つに分けるということではないか。年金権もその一つであるとなったわけです。ドイツ人というのは、非常に論理的で合理的であるということがここにもあらわれております。

イギリスでも、離婚のときに年金を分割できるようになったのが九九年からです。最近、韓国の年金改革でも、離婚のときの分割が導入されています。

それから、最低所得を保障する物価スライド付きのミニマム年金についてですが、この財源は、資産所得の総合課税も含めた税制改革のうえで、累進的所得税が入っている一般財源から補てんするとなるわけです。年金目的税といおうが何といおうが、間接税でこれをやると、低所得層にとって重たい負担になってしまう。神野さんと金子さんは二人とも財政学者ですので、それは財政のあり方として効率が悪いという観点から採用しておりません。

年金分割の意味を考える

そもそも年金を分割するとは、一体何なのか。年金というのは個人単位なのか、それとも夫婦単位なのか。るる議論がありました。私は経過的な夫婦単位であるといっています。

個人単位となれば、それはスウェーデンのようにすっきりと、自分で稼いだ分で保険料を払い、払った保険料に見合った給付をもらう。そういうのが、個人単位なわけですが、けれども、夫婦の間には独特の分業関係、あるいは二人三脚の関係があるので、夫婦でいる間につくった財産あるいは期待権みたいなものは原則半分で分ける。やはり夫婦単位で、夫婦の間のチームワークを重視している考え方

です。

しかし、分割することになれば、1人1年金ですから、遺族厚生年金というのは不要になってきます。そうすると、片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯の間の負担と給付の関係は全く同等になります。

といいますのは、現行の制度でも、世帯の所得が等しければ、共稼ぎだろうが、片稼ぎだろうが、払う保険料も全く同額、もらう年金も全く同額であるからです。ただこれは老齢年金の話でして、遺族年金となると違ってくる。夫婦それぞれが25万円ずつ稼いで50万円の世帯所得だった共稼ぎのうちには、遺族年金は発生しません。しかし、一人が50万円稼いで、片方は専業主婦だった世帯は

大抵夫が先に死ぬので、妻にとっては50万円という収入に見合う老齢厚生年金の4分の3が遺族年金として支給されることになります。ですから、全く天と地ほど、共稼ぎと片稼ぎでは違うわけです。

ここをいかに公平にしていくかということ。しかもシングルはもともと遺族年金はありませんので、そういう意味で、どう平等にしていくか。そのためには、専業主婦世帯でも、もともと年金を分けてしまえば、そこからは遺族年金は発生しない。こういう考え方で、年金分割を提唱しているわけです。そのことは、ひるがえって、女性の就労の選択、もちろん男性の就労の選択に対しても、より中立的な制度になる、と考えています。

にもかかわらず、たとえ年金を分割しても、現行の制度体系が継続する限りは、夫片稼ぎ世帯の給付の水準が厚くなります。あるいは低所得の人の給付が厚くなるということはいかえているにすぎないのですけれども、世帯類型間、あるいは所得水準間の給付水準の格差の問題は残っていきます。それをどう考えるかということです。

私はそのところをテレビ番組で厚労大臣と論争するはめになったのですけれども、大臣は、「制度内の所得再分配というのが大事だ、これは維持していく必要がある」とおっしゃっていました。私はスウェーデン型を提唱しているので、高福祉、高負担をいっているように思われるのですが、実際はそうではないので、そのところは黙っていないで反論というか、コメントしたわけです。

日米の制度的方が社会主義的

スウェーデンでは、年金制度の中での所得再分配はありません。全員が同じ給付水準ですし、そして稼いだものに応じて保険料を払っているわけですから、そういう意味では、業績主義的な年金制度であるのです。おまけに、給付水準は一律 38%です。日本は何か 50%を割るといったら大変だといって大騒ぎしているわけです。

スウェーデンは、99 年の改革で一律 38%にしましたから、それ以前の制度からの移行ということで、もちろん不安を感じる人は随分いたわけです。しかし、38%という水準そのものが低過ぎて、老後の保障にならないという議論は聞いたことがありません。これはやはり社会サービスとか住宅、都市のインフラというものが充実しているために、現金の所得保障がそれほど厚い必要はない、という向こうの国の事情と関連していると思います。

ですから、負担の水準にしても、給付の水準にしても、これが各国等しく適用される、これ以上は負担できないとか、これ以下の給付だったら年金にならないというものではないと思います。日本もそういう業績主義的な年金に転換していくべきときではないか、と私は思っているわけです。

おもしろいことに、アメリカは、バンドポイントという形で制度内再分配をやっています。日本は、基礎年金というシステムを通じて所得再分配をやっている。そういう意味では、アメリカと日本の方が、社会主義的な年金なのです。スウェーデンの方が業績主義的な年金で、そういうねじれたことになっております。

見送られたパートへの適用拡大

厚生労働省案と政府法案では、バナナのたき売りのように、保険料率をどこまで上げるのを認めるか、それに伴って給付の水準も変わってきますから、そういう議論はありましたけれども、本質が変わったというものではありません。

厚生労働省案は、第三号の見直し案を年金権分割に絞りました。部会が絞れなかったものを年金局の方で、夫婦間の年金権分割という案に絞ったわけです。

それが政府法案になりましたら、保険料率が 18・3%に値切られた結果として、給付水準はかろうじて 50%を維持するとなった。

でも、それは空約束に近い。テレビで私は「真っ赤なうそとはいわないが、ショッキングピンクぐらいのうそ」といったんですけれど、いまでは「空約束」といってもよろしいかと思えます。

それから、婚姻を継続する場合の年金分割は、自民党の専門部会で否定されてしまいました。そのとき、「年金は夫婦単位だ」というどなり声が聞こえたという話を聞いています。「結婚し続けているなら分ける必要もない。年金は夫婦単位だから」とどなった人がいたらしいのです。分けるということの方が夫婦単位だと思うのですが、それを全額夫名義でなくてはならぬ、という人たちがいたということですね。

それから、パートへの適用拡大も、関係団体の外食産業やチェーンストアなどが、パートさん自身の署名をたくさん集めて反対をした。しかし、日本経団連の幹部の本音とすれば、今回はしょうがないかなと思っていたのです。それが意外や意外、あっけなく政府与党の側が折れてしまった、という裏話も聞いています。

一元化に関しては、超党派の協議は全く先行きが見えない状態になっています。小泉さんの一元化に関する発言もどんどん後退して薄まってしまって、あのような形で法案成立を迎えましたので、果たしてこれから一元化についてきちんとした協議が始まるのかどうか。ほとんど信用できない気分になっています。

また、同じ一元化という言葉を使っても、人によって考えていることが相当違うというのも、この間の議論で明らかになってきたと思います。

与党の関係者が考えている一元化というのは、結局、共済年金と厚生年金を一元化するだけなのです。自営業者は別といい続けていて、それが自営業者にとっても得なことであるかのようにいつている。一元化したら、保険料が5倍になってしまうというような話をしているわけですが、所得の低い人は所得に応じて払うわけですから、だれもが5倍の保険料になるわけではないのです。

それから、保険料を払えば、払ったのに見合った年金がもらえるわけです。しかも、それを自己申告ということではいかなるを得ないわけで、それについても、選挙の前ということもあって、さまざまなデマゴギーといつていいような議論が乱れ飛んで今日に至つてお

ります。

こうなりますと、雇用就業の多様化によって年金制度が空洞化をするという、最初に申しあげた最大の問題と、どういうライフコースをたどるかによって、年金の給付水準にさまざまな格差が出るという不利になったり有利になったりという問題は残ったままです。こういう不安定な、先のみえないご時世に、合理的な選択が妨げられるという問題も手つかずであります。

有利な試算は表には出ない

最後に、女性の働き方によって年金の給付水準がいかに違うかの一例を申しあげたいと思います。

例えば、女性が月収10万円で、シングルで40年間働いたとします。この場合の給付水準は現行で86・3%です。改革されて73%となりますが、月収10万円の人って、パートタイムの人ですね。パートタイムの人が厚生年金に入ると、これほど有利になる。このこともあまり厚生労働省は表に出しませんでしたし、もちろん業界の方々も口をつぐんでおっしゃらなかったわけです。

別の計算の仕方をしてみます。月収10万円という場合に、いまの厚生年金の保険料率を適用されると事業主と折半しますから、本人の月々の保険料は6700円とか6800円です。同額を事業主が負担をする。それは基礎年金にプラスされます。それでもらえる厚生年金は2・2万円です。それが第三号のままでいると、もちろん保険料は払いませんけれども、もらえる年金は6・6万円の基礎年金だけです。

それから、夫がサラリーマンではなくて第一号の場合には妻も第一号ですから、その妻は、国民年金の保険料を月額1万3300円払います。そして、年金は6・6万円の基礎年金だけです。

厚生年金を適用されたらいかに有利であるか、おわかりでしょう。ただ、第三号被保険者制度があるために、その有利さにゆがみが出ているのですけれども、とにかく6700円払って、2・2万円もらえる。こんな貯金は、いまだき世の中にどこにもない。そのくらいに有利な制度になっているということを、一切パートの方々に説明がない。きちんと情報が提供されないまま署名が集められて、パートの適用拡大というのは粉碎されてしまった。

しかし今回、業界の方はかなり覚悟していたのです。日本経団連の幹部は少なくとも覚悟をしていたのに、あっけなく与党と政府が折れてしまった。こういう顛末であったことを最後に申しあげたいと思います。

質疑応答

飯野奈津子（司会・企画委員 NHK）所得比例年金がいいということですが、所得捕捉をどうするのか。それが議論になっているわけです。どうお考えですか。

所得捕捉をどうするか

大沢 これは年金部会の中でも何度も発言したのですが、納税者背番号制のようなものを入れる必要はありません。

まず、基礎年金番号があります。二十歳以上の日本国民、国籍のない方も含めて定住していらっしゃる方はみんな基礎年金番号を持っていますから、そういう意味でのID番号はあるわけです。自営業の方も健康保険に入っていない方は、そんなにたくさんはいない。もちろん、払えないので外れてしまったという方はいらっしゃいます。けれども、国民健康保険には入っていると思います。この国民健康保険の保険料は、資産収入も含めた世帯の総収入を勘案してかかっています。ですから、定期給与だけに基づいている厚生年金の所得把握よりも、むしろ込み入った所得把握をしたうえで国保の保険料はかけているわけですから、国保の保険料のデータを使えるわけです。

もちろん地方税だって、そのために所得の申告をしているわけですから、地方税のデータを使うこともできる。ただ、地方税のデータを使うとなると、厚生労働省対総務省ということになるので、結構難しいだろうと思います。そう考えると、同じ社会保険の中である国保の保険料を参照すれば、比較的正確な所得把握はできるはずではないか。

最初は、もちろん抵抗はあるでしょう。国保は国ではなくて市町村でやっていますから、それを社会保険庁が把握しているわけではありません。ですから、それでも大変だとなれば、自己申告でいいと思います。低く申告した人は、低い年金になるだけですから。

そこで困るのが、全く所得がなかったといって、全額税方式の最低保障年金をたくさんの方がもったらどうするんだ、ということ

です。だから財務省は、所得や資産の検査をしないとだめだ、という思うのです。けれども、全くないといったって生活しているわけです。ですから、例えば、年収を五十万円とか百万円とかにみなしをして切り抜けるという方法もあるのではないかと考えています。でも、基本は自己申告でできるのではないでしょう。

実際、スウェーデンやイタリアはそうなんです。スウェーデンは自営業の人の比率はそんなに多くないのですけれども、イタリアは世界に冠たる自営業の国の一つです。そのイタリアでこういう制度にしたら、所得の申告もふえ、そのおかげで税収もふえたという話も聞いておりますから、払う魅力のある制度、払っただけ返ってくる制度にすることが、払うインセンティブといいますか、国民の正直さを引き出すような気がするのです。

飯野 ただ、最低保障年金を入れるとすれば、払った分だけ得をするというよりも、申告が少ないほど最低保障年金をもらえるということにもなってしまいます。不公平が生じてしまうことはあるわけですね。

大沢 その不公平はあります。しかし、現行制度の不公平と比べても、不公平の大小の勘案だと思えます。

実際、介護保険の保険料でも、段階に応じて取る方式で、そんなに大きな問題は出ていないわけです。完全無欠な制度などはないので、制度の全体としての徴収コストであるとか、そうしたこととの勘案だと思えます。

ただ、その際に大事なことは、夫婦間の年金権分割をしないと、現行の第三号被保険者である1150万人が全員、最低保障年金になってしまう。これは社会全体としてのモラルをすごく下げると思えます。夫は年収2000万円で、それに見合う所得比例年金を持っている。が、妻は所得がなかったというそれだけのことで、全額税金で賄われる最低保障年金を受けるということでは、社会全体のモラルを非常に下げてしまう。自営業の方もある程度以上のモラルで制度に関与していただくためには、第三号被保険者の問題をクリアする必要があると思えます。

飯野 所得捕捉のところで、自営業もサラリーマンも同じ一本にすることですが、自営業は定額保険料というところの逆進性の

問題があるので、自営業は自営業の人たちの所得比例年金をつくり、サラリーマンは本当にガラス張りなので、そちらのグループの所得比例年金をつくるという考え方もありますが、どうお考えですか。

大沢 グループ間の移動がなければあります。けれども申しあげたように、毎年四百万人が二号から一号に移っているということを考えれば、別立ての制度にするのはおかしいのではないかという気がします。それはいろんな意味で、制度のすき間に落ちる人を生むと思えます。

村野賢哉(NHK出身) 国会の論争でも、「抜本改革」という言葉が盛んに使われましたが、「抜本改革」がよく分からない。野党は一本化を抜本とっているようなのですが、年金論争の中で、「抜本改革」というのはどういうことなのか。

「抜本改革」の意味

大沢 「抜本改革」の意味を正確に定義して使っている人は、政治家ではほとんどいません。ですので、大体こんな感じで使われてきたかということを申しあげたいと思えますが、制度体系を転換するような改革のことを、主として野党や学識経験者は「抜本改革」と呼んできたと思えます。

それに対して政府や与党はどうかといいますと、今回の政府法案の保険料固定方式にしても、これは役人的感覚からいえば、相当「抜本改革」ではあります。いままでの制度から、保険料固定方式に変えているという意味では、役人的センスでいえば「抜本」ですが、政治家のセンスでこれを「抜本」というのはあつかましいというのが私の感触です。せめて共済年金と厚生年金の統合などをきちんと日程にのせてから「抜本改革」といってほしいと思っています。

それから、健康保険制度についても「抜本改革」がいわれています。その場合の意味は、政府管掌健康保険と組合管掌健康保険と国保に分かれていて、それぞれがそれぞれなりの財政問題を抱えており、そして、そのうえに退職者医療制度とか老人保健制度がある。こうした制度体系に手をつけて全体として合理化を図っていくことが抜本改革だろうというふうに思っていますけれども、これも人によって違うと思えます。

吉田ありさ（日経） スウェーデンの最低保障年金のことでしょうか。スウェーデンの場合は個人単位化しているので、たとえ大企業の社長夫人であっても、本人が無収入であれば、財源の最低保障年金が出ると聞いたのですが、もしそうだとしたら、その評価をうかがいたい。年金分割が必要だというご指摘があったので、その点との兼ね合いからどうみられるかを教えていただきたい、ということが一点。

次に、最低保障年金をめぐる議論で、本当に業績主義的な年金制度に割り切ってしまう、ということ。例えば最低保障年金は全くなくしてしまって、本当に保険料納付に応じた給付にする。低所得の人については、世帯単位の所得状況に応じて、別途、税で福祉的な対応をする。そういう割り切り方もできると思うのです。もしそうであれば、まさに所得捕捉の問題がなくなるのではないかと、ということが二点目です。

最後に三点目として、所得捕捉は徴収にかかる手間ヒマ及びコストを考えた場合にどうなのか。間接税には、逆進性の問題はありますが、それは何らかの複数税率とか工夫をすることによって、世代間の格差縮小の方法を重視すればいいのではないかと。そのようなやり方の方が、所得捕捉をめぐる議論を何年間も続けるよりは、より現実的ではないかという意見もあるかと思うのですが、その点についてどうお考えになるのか。以上、三点をうかがいます。

最低保障年金と生活保護

大沢 一点目。スウェーデンは個人単位です。だから、たとえ大企業の社長夫人であっても、本人に所得がなければ、最低保障年金は適用されます。大企業の社長夫人でハッピーにみえても、いつ離婚されるかわからないわけですから、個人に対して保障がないということはあり得ないという考えです。

ただし、2・5%分の自主運用のところは、合意のうえで分割ができますので、そこをあらかじめ分割されているという状態はあり得ます。ですから、全額最低保障年金におんぶするかどうかというのは、全部のケースがそうではないと思います。

それから二点目。完全に所得比例にしてしまい、それで食べられない人は、生活保護的な公的扶助制度でいいではないかという考え

方は、ドイツのシステムがそうです。ドイツは、所得のない人は年金に入りませんから、適用されません。ですので、公的扶助、日本の生活保護制度に当たるものに頼りを求めるということになります。

これを日本に引き直して考えると、日本の生活保護制度は、あまりにも問題があり過ぎて、そこに代替するのは大変難しいと私は思います。

あまりにも問題があるというのは、収入はともかくとして、資産の査定など、クーラーとテレビまではよくなったのですが、車はだめとか、クーラーも場所によってはだめとか、こういうレベルです。

こういう非常に厳しい資産の査定をやり、その上、親族に対して仕送りや扶養を求める。その親族の範囲の広さは三親等までです。ですから、会ったことのないおじさんとかおばさんとか、そういう人が生活保護を申請しているけど、あなたは仕送りをする気がありますか、なんていう扶養照会(問い合わせというんですけれども)が遠方の社会福祉事務所から来たりするわけです。これが日本の生活保護制度です。

欧米の国では、お互いに生活を支え合う扶養義務の範囲は夫婦の間、それから親が未成年子に対する扶養義務というのはありますが、年をとった親を子どもが扶養する義務はないのです。日本は、とにかく三親等までです。もちろん家庭裁判所の審判が入るのですが、三親等までの扶養義務をかけておいて、その扶養が得られない範囲でしか生活保護をしないというのが日本のシステムです。

ですから、これを年金に振りかえるというのは、非常に社会的に摩擦が大き過ぎる。だからこそ、年金官僚たちも、いろいろ無理をして基礎年金制度というのをつくったと思っています。

生活保護制度というのは、そういう意味で給付がなかなか得られにくいという問題もあるのですが、もう一つ、運営コストが非常にかさむのです。詳細な資産調査、所得調査、扶養関係調査をする。そのペーパーワークだけで、福祉事務所の職員はほとんどの時間が終わってしまう。

そして、それだけじゃない。県の監査とか国の監査とか、絶えず監査が入って、不正受給だ、不正支給だ、何だかんだといって、九時～五時のほとんどの時間はそれで終わってしまう。そして、受給者とか申請者の家に訪

ねていたりして、ケースをケアする時間は、全部時間外になってしまうくらい大変なのです。一人の担当者が八十ケースとか九十ケースとかを持っていますから、死ぬような状態です。そういうサービス残業をやって、すごく運営費用がかかっている、コストパフォーマンスの悪い制度だといっているのと同じかと思えます。

三点目。一般財源にこだわらないで、年金目的税みたいなことを認めた方がすんなりいくのではないかと、という指摘はそのとおりだと思います。特に、食料品とか生活必需品のところについては非課税のような、複数税率のシステムが導入できれば、これは財源として十分考え得ると思っています。

ただ、これも日本の政治的な風土といえますか、いままで起こってきたことを考えると、とにかく導入するだけで内閣が三つつぶれて、税率を2%上げて一個の内閣がつぶれた。こういう状態です。益税だとか、インボイス方式とか、さまざまなことがいわれていても改革ができない。非常に難しい領域ですので、すっきりした間接税に移行していくには、これまた非常に年月がかかりはしないかと思っています。理論的には全くご指摘のとおりだと思います。

今回の政府の法案と、民主党の出した法案を比べると、社会が高齢化していくコストを一体どの世代が負担するのかということで、非常に対照的な考え方をとっています。

政府の法案は、これから十数年にわたって保険料率を上げていくわけですから、現役に負担してもらおうというものです。日本は2025年に高齢化のピークが来て、その後ちょっとなだらかになった後、もう一回、2053年に向けて急な坂が来るという、こぶが二つある形の人口推移をします。少なくとも前半の方の社会の高齢化のコストは、現役に負担してもらおうというのが政府法案の基本的なスタンスです。そして、すでに年金をもらっている人や早く年金生活に入る人のところをあまり削らないようにしようというのが政府の法案のスタンスです。

これに対して民主党の方は、保険料率はいまから上げないとしてしまって、足りない分は消費税なり間接税なりでファイナンスするというものです。

ですから、もちろん間接税、消費税は現役の世代も払いますけれども、収入に対しての間接税の負担は、低所得の人の方が重いわけ

ですから、高齢者自身にも社会が高齢化していくコストを負担してもらわなければならないわけですが、保険料を現行の水準で固定してしまうということは、現役の人は、消費税を通じる以外は社会の高齢化のコストを負わないということになる。これまた、少し問題がありはしないか。

順次年金生活に入っていく世代と、これから働き始めて子どもを産んで保険料や税金を払っていく世代の間で、もう少しバランスのとれる方法はないのか。社会が全体として高齢化していくコストの分担の方法がありはしないか、と実は思っています。

飯野 冒頭、時間の関係で触れられなかったレジュメの付録に列記された項目の補足説明を。

消費税 / 育児支援

大沢 最初の「間接税を所得保障の財源とするのは不合理で非効率」と書いたのは逆進性があるからで、複数税率になってくれば違うというのは、そのとおりであります。

気をつけなければいけないのは、負担が軽い部分に負担を求めるべきということです。日本人の、特にサラリーマンの重税感というのは強いのですけれども、国際比較をすると、日本の個人所得税は、主要先進国の中で最も軽い。GDPの5%から6%とアメリカの半分の水準です。社会保険料は10%程度で、対GDP比でみると、主要先進国の中で大体真ん中ぐらい。アメリカよりは高いけれども、ヨーロッパの幾つかの国と並ぶ程度の負担率です。

ですから、最も高いわけではない。消費税は、ヨーロッパ諸国よりも低いけれども、アメリカ並みです。ですので、やはり軽いのは個人所得税なのです。

GDPの5~6%しかない個人所得税を払っている人は、一握りの人でしかない。サラリーマンのうちでも、個人所得税を負担している人は3割くらいしかいないのです。課税最低限がとても高くなっているからです。集中して負担している層の重税感というのは、確かに私もうんざりするほど税金を払っているのわかりますけれども、課税ベースを広げたい一方で、そして累進度をこれ以上上げることなく改革することが大事だと思います。

政府が最近やってきたことは、累進度を下げることばかりです。けれども、これ以上累

進度を下げてどうするんだと思います。実効税率としては、非常に累進度の低い税制にすでになっている、ということを考えてと思います。

次に消費税について。消費税がだれにとって重たいか。低所得ということを書いたけれども、実際、低所得というのは、高齢無職世帯なわけです。それから、比較的所得で子育てをしている世帯。とくに、子育てをしている世帯は消費支出が大きいですから、消費税も重くなる。

ですので、子育て支援とか次世代育成支援などといった、こういう所得保障制度のファイナンスをいまの消費税のような制度でやるというのは、右手で取って左手であげるみたいな感じで、私は全く非効率であると申しあげたいのです。

それから、育児支援というのも年金部会の中で随分議論されました。積立金が百三十兆円あるから、そこから奨学金を払ったらどうかとか、いろんなことがいわれました。結果的には、育児休業の前後三年までは保険料免除という形で育児支援は入ってきています。

でも、これは育児支援というよりは、子どもを産んで育児休業をとった結果として、その本人の年金水準が下がらないようにするという意味では、本人に対する措置なのです。私は、これはそれなりの合理性はあると思っております。

しかし、本当に育児支援をしたいのだったら、そんな年金制度の中をちょこちょいじるといよりは、もっと考えることがいっぱいあるのではないかと。

現在の累進所得税のもとでの扶養控除は、所得の高いものにより多くの「租税支出＝財政福祉」を与える逆進的な措置で、児童に最低生活を保障するうえでは最も非効率的なバラマキと考えています。

私の年来の主張は、税金をまけてあげるとか、年金に何か色をつけるとか、そういうのではなくて、直接の現金給付である児童手当を拡充する方がいいというものです。その方が、一番確実にターゲットに届く育児支援の経済的負担の軽減のやり方だと思っています。

近藤仁志（毎日出身） 先ほどの説明の中で、例えば月収10万円の方が40年間勤めたら、たくさんの厚生年金を受け取れるという解説がありました。一方で厚生年金の制度からどんどん離脱していく企業もあるというこ

とになると、極端な例としてはこういうことがいえるけど、現実問題として、起こり得るのかどうか。

それともう一つは、専業主婦です。「専業」と書いてあるんだから「業」で、経済的な価値をどのように評価されているか。というのは、どうもキャリアウーマンとか、仕事を持っている女性が非常に価値が高いというふうにいわれて、専業主婦は何もしていないんじゃないかと思われるんです。でも、子どもを育てて、家族に朝からご飯をつくる。これは経済価値に置きかえれば、サラリーマンより大変な仕事をしておるのではないかと。そういうことについてどういう認識をお持ちですか。

ドイツの例として、子育てをしている3年間は保険料を納めたものとみなすという国もある。そのようにやって、専業主婦の価値を認めているのではないかと思うのですが、お考えをうかがいたい。

専業主婦と年金

大沢 月収10万円で40年間勤め続ける人は多分いらっしやらないと思いますけれども、同じ収入で四十年間勤め続けたという仮定で年金の給付水準を算出するのがスタンダードなやり方になっています。

ここでいいかかったことは、比較的所得の人が厚生年金に加入すると、払ったものに対する見返りという意味では、かなり有利になるといえることです。そういう制度なので、実は、年金局があまりそのことを宣伝したくないのです。将来、給付が発生したときには、年金財政に穴をあける存在になる、だから、あまり入れたくないというのがあるわけです。

他方、ある所得をターニングポイントとして、そこより以下の人は入らなくていいとか、第三号になるとか、制度がハードルなり敷居というのをつくってしまっている。そういう制度自体があるから、その敷居の向こう側にいってしまう人が出てくる。だから、そういう敷居を取っ払いましょうというのが、私たちのいっている一元化の意味です。

次に、専業主婦の価値について。日本の現行制度は、配偶者特別控除の上乗せ分は廃止されましたが、税込み収入が増えても税金も増えて、手取りがかえって減少してしまうといういわゆる「逆転」現象を解消するための部分と配偶者控除本体はまだ維持されています。それから、第三号被保険者制度があり、健康保険制度でも扶養家族という形で夫の保

険証を使って医療を受けることができる。そういう意味では、諸外国の社会保障制度や税制の中でも、日本は最も、専業主婦世帯が優遇されているといいますが、専業主婦の存在に価値が付与されていると思います。日本の制度はそういう制度になっているのです。

ドイツの子どもを一人産んだら3年間保険料を払ったとみなすという制度は、産まないについてこないわけです。けれども、日本の専業主婦に関するさまざまな制度は、別に産まなくても配偶者控除を受けられるわけです。そして、子どもを産んで育てていなくても第三号になれる。そういう意味では、まさに専業主婦であること自体の価値が認められている。

しかし、逆の見方をしますと、全く子どもと同じなわけです。専業主婦が一人いるというだけで、夫が税金を払う能力がその分減るというふうに考えているわけです。そうすると、何もできないでただ養ってもらっている子どもと同じ存在だとみなされる。名前だけは変わりました。昔は「扶養控除」といったのですけれども、あるときから、子どもとは違うというので「配偶者控除」になりました。そうすると、専業主婦というのはただの“穀つぶし”だというふうに、日本の制度はいつているのと同じです。それはおかしいでしょう。

実際、専業主婦がいて、夫は稼ぐことに専念し、妻が家庭経営をフルタイムでやってくれるということには、分業の利益がある。あるいはもう少し違ういい方をすると、帰属所得が発生するというふうに申します。つまり、その分、物品やサービスの購入をしなくて済むわけです。帰属所得というのは、帰属家賃というのが分かりやすいですね。自分の持ち家があれば、家賃を払わなくて済む。その家賃を払わなくて済んで浮いた分のお金を帰属家賃という。つまり自分に帰属するという意味で、物を買ったりサービスを買ったりしなくて済んだ分の浮いたお金は帰属所得というふうに申します。ですので、専業主婦が存在するという事は、帰属所得を発生させているのです。

ですから、税金をまけてあげるのではなくて、むしろ帰属所得に対して税金をかけるということが、専業主婦の価値を認める制度であるわけです。財政学の正論からいえば、そうなると思います。

日本の制度は、そういう意味では、専業主婦を単なる“穀つぶし”というふうにみなしているのと同じなので、価値を認めているようではあるが、本当のところでは価値を認めていないのです。

それから、子どもを産む産まないという話になったので、「合計特殊出生率1・29」について少し申し上げたいと思います。これは繰り返し申し上げた方がいいと思うのですが、実は、働いている女性、母親の方がたくさん子どもを産んでいるというのが事実です。『常識のうそ』という本などを読んでいただきますと、分かります。

それから、学校を卒業して正社員で勤めた女性の方が結婚している率が高いのです。逆に、パート、アルバイト、フリーターでいる人というのは、なかなか結婚していない。日本では、結婚しないと子どもも産みませんから……。

それから、だれが離婚しているのか。これも、離婚をした人と、結婚して配偶者がいる人というのをグループに分けて比べますと、離婚した人のグループの方が、明らかに学歴が低い方に偏っている。よく離婚に関して、女性が高学歴になった、あるいは経済的自立が得られるようになったので離婚がふえているといわれるのですが、全く逆なのです。離婚する方というのは、所得は低い方に偏り、学歴も低い方に偏っている。

やはり不景気であり、いまの日本の社会が若い人に、それなりの給料で安定した職というものを提供できない社会になっているということなのです。それが少子化問題の背景にある。このことは声を大にしたいと思っています。